

旧計画的避難区域の塗装業者について、避難先で事業を再開した後の売上げが原発事故前より増加していたが、原発事故がなければ通常行わないような特別の努力により売上げが増加したものであるから、原発事故後の売上高の半分と原発事故前の対応する期間の売上高の全額の差額を原発事故による売上高の減少額とみて営業損害の額が算定された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

#### ・損害項目、和解金額、期間

	項目	和解金額	期間
ア	営業損害	6,165,386	平成23年3月11日～平成24年2月29日
イ	駐車場代	120,000	平成23年3月11日～平成24年5月31日
ウ	宿泊代	369,200	平成24年2月1日～平成24年3月31日
エ	倉庫借り上げ料	166,892	平成23年7月1日～平成24年5月31日
オ	洗浄機代	150,000	平成23年3月11日～平成24年5月31日
カ	コピー移設代	183,750	
キ	ヘルメット・安全带	13,000	
ク	FAX	8,120	
ケ	タップ	224	
コ	カーナビ	18,538	
サ	倉庫材料代	8,930	
	合計額	7,204,040	

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金が、7,204,040円であることを認める。

### 3 既払額控除

被申立人は、申立人に対して、前項記載の合計金額から既払の仮払補償金 2, 227, 440円を差し引いた残金 4, 976, 600円について、支払義務があることを認める。

### 4 支払方法

(省略)

### 5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

(1) 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。ただし、第1項オないしサ記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年11月8日

(仲介委員 水野賢一)